

令和 8 年度 第 1 回大船渡市農業振興対策協議会

日時：令和 8 年 8 月 26 日（水）午前 10 時
場所：大船渡市役所 議員控室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 諮 問

第 8 次大船渡市農業振興基本計画の諮問について・・・資料 1

4 報 告

第 7 次大船渡市農業振興基本計画の取組状況について・・・資料 2

- ・施策「Ⅰ 農業経営の安定化」の施策の基本方針「1 農地の保全と活用」
- ・施策「Ⅰ 農業経営の安定化」の施策の基本方針「2 農業経営の安定支援」
- ・施策「Ⅱ 農業の担い手の確保」の施策の基本方針「1 担い手の育成・確保」

5 議 事

第 8 次大船渡市農業振興基本計画の策定方針について・・・資料 3

6 そ の 他

7 閉 会

大船渡市農業振興対策協議会委員名簿

任期：令和7年7月1日から令和9年6月30日まで

	区分	所属	職 名	氏 名	備考
1	農業委員会	大船渡市農業委員会	会長	熊 谷 玲 子	副会長
2	農 業 団 体	大船渡市農業協同組合	代表理事組合長	猪 股 岩 夫	会長
3	〃	岩手県農業共済組合	理事	小 向 浩 人	
4	知識経験者	東北農政局岩手県拠点	総括農政推進官	佐々木 英 幸	
5	〃	大船渡農林振興センター	所長	竹 花 光 弘	
6	〃	大船渡農業改良普及センター	所長	山 田 修	
7	〃	岩手県立大船渡東高等学校	教諭	紫 葉 隆 則	
8	農業者代表			佐 藤 紀 子	地区：日頃市町
9	〃			伊 藤 裕 司	地区：日頃市町
10	〃			細 谷 知 成	地区：立根町
11	〃			朴 澤 美代子	地区：猪川町
12	〃			廣 澤 栄 子	地区：赤崎町
13	〃			大和田 勝 子	地区：末崎町
14	〃			佐々木 陸 子	地区：三陸町綾里
15	〃			清 水 久 雄	地区：三陸町越喜来
16	〃			菊 地 久 寿	地区：三陸町吉浜

〔大船渡市〕

	所属	職名	氏名	備考
1	大船渡市	市長	渕 上 清	
2	大船渡市農林水産部	部長	富 澤 武 弥	
3	大船渡市農林水産部農林課	課長	新 沼 裕 一	事務局長
4	大船渡市農林水産部農林課	課長補佐	森 崇	事務局
5	大船渡市農林水産部農林課	農政係長	古 澤 紀 彦	事務局
6	大船渡市農林水産部農林課	農政係主任	熊 谷 堯 之	事務局
7	大船渡市農林水産部農林課	農政係主事	小 泉 海 音	事務局

農 第 2 1 7 号

令和 8 年 8 月 26 日

大船渡市農業振興対策協議会

会長 猪 股 岩 夫 様

大船渡市長 舘 上 清

第8次大船渡市農業振興基本計画の策定について（諮問）

第7次大船渡市農業振興基本計画が今年度をもって満了することから、次期計画となる第8次大船渡市農業振興基本計画の策定にあたり、大船渡市農業振興対策協議会設置条例第1条の規定により、貴協議会の意見を求めます。

担当：農林水産部農林課

- 基本目標／魅力ある農業の推進
- 施策／Ⅰ 農業経営の安定化
- 施策の基本方針／1 農地の保全と活用

施策の展開（事業）	令和7年度実績	令和8年度計画・進捗（実績値は、令和8年7月末現在）	課題等																													
(1) 農業生産基盤の整備と利用管理	① 農地中間管理事業に伴う協力金の交付 農地中間管理事業を活用して、農地集積に協力した地域、農業者等に対し交付する機構集積協力金については、交付要件に該当する案件がなかったため、交付実績はなかった。	① 農地中間管理事業に伴う協力金の交付 農地中間管理事業を通じた地域の中心となる経営体への農地集積等を円滑に進めるため、農地集約等に取り組む地域に対し、機構集積協力金を交付する。	○ 農地の集約化 農地中間管理機構、県及び農業委員会等と連携し、地域の中心的経営体の育成確保を進めながら農地の集約化を図っていく必要がある。																													
	② 農業用施設維持補修事業 農業用水路等の補修を行い、適切な農業用施設の維持管理に努めた。 〔事業内容〕 農業用施設補修等(三陸町越喜来字東上甫嶺地内ほか) 9件 3,234千円 農道橋橋梁点検（日頃市町字石橋地内） 981千円 計 4,215千円	② 農業用施設維持補修事業 農業用水路等の補修を行い、適切な農業用施設の維持管理に努める。 〔事業計画〕 農業用施設補修等(三陸町綾里字東上甫嶺地内ほか) 6件 1,463千円 鷹生水路橋測量調査設計業務 14,839千円 計 16,302千円	○ 計画的な維持補修 緊急度、優先度等を見極めながら、老朽化等に対応した計画的な維持補修を実施していく必要がある。																													
(2) 人・農地プラン（地域計画）の推進	① 地域計画の策定 市内8地区で「地域農業を考える座談会」を開催し、将来の農地の効率的かつ総合的な利用の目標等を盛り込んだ地域計画を策定した。 〔座談会〕 末崎1回、赤崎1回、猪川1回、立根1回、日頃市1回、綾里1回、越喜来1回、吉浜1回、計8回	① 地域計画の更新 市内8地区で「地域農業を考える座談会」を開催し、地域計画（目標地図）を更新する。 〔座談会〕 末崎、赤崎、猪川、立根、日頃市、綾里、越喜来、吉浜で各1回	○ 農地の集約化（再掲） 農地中間管理機構、県及び農業委員会等と連携し、地域の中心的経営体の育成確保を進めながら農地の集約化を図っていく必要がある。																													
	② 地域農業計画実践支援事業 当該事業に係る令和7年度事業評価を沿岸広域振興局に報告した。 〔内容〕 ・清水地区ハウス利用組合 パイプハウス3棟ほか整備 <table><tr><td>目標項目</td><td>事業前(R3)</td><td>目標値</td><td>実績値(R7)</td><td>達成</td></tr><tr><td>経営農地(増)</td><td>0.09a</td><td>3.97a</td><td>3.97a</td><td>○</td></tr><tr><td>ピーマン等販売額(増)</td><td>720千円</td><td>6,177千円</td><td>6,478千円</td><td>○</td></tr></table> ・三陸畜産組合 クローラカッター1台、マニアスプレッタ1台整備 <table><tr><td>目標項目</td><td>事業前(R4)</td><td>目標値</td><td>実績値(R7)</td><td>達成</td></tr><tr><td>飼育牛頭数(増)</td><td>10頭</td><td>13頭</td><td>13頭</td><td>○</td></tr><tr><td>化学肥料使用量(減)</td><td>50kg/10a</td><td>45kg/10a</td><td>45kg/10a</td><td>○</td></tr></table>	目標項目	事業前(R3)	目標値	実績値(R7)	達成	経営農地(増)	0.09a	3.97a	3.97a	○	ピーマン等販売額(増)	720千円	6,177千円	6,478千円	○	目標項目	事業前(R4)	目標値	実績値(R7)	達成	飼育牛頭数(増)	10頭	13頭	13頭	○	化学肥料使用量(減)	50kg/10a	45kg/10a	45kg/10a	○	② いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業 過年度2事業（清水地区ハウス利用組合、三陸畜産組合）については令和7年度に目標達成したため、令和8年度以降の報告は不要。 なお、農業者グループから令和8年度追加事業の要望があり、市補正予算への対応及び県への事業要望について現在手続中。
目標項目	事業前(R3)	目標値	実績値(R7)	達成																												
経営農地(増)	0.09a	3.97a	3.97a	○																												
ピーマン等販売額(増)	720千円	6,177千円	6,478千円	○																												
目標項目	事業前(R4)	目標値	実績値(R7)	達成																												
飼育牛頭数(増)	10頭	13頭	13頭	○																												
化学肥料使用量(減)	50kg/10a	45kg/10a	45kg/10a	○																												
(3) 遊休農地の解消	① 農地中間管理事業による農地の有効利用 三陸町吉浜地内において、農地中間管理事業による利用権設定の新規契約（3筆）、契約更新（33筆）に係る手続きを行った。 〔内容〕 権利を設定する者（農地所有者） 18名 権利の設定を受けるもの（耕作者） 2名 ※新規期間：令和7年10月1日～令和14年3月31日 更新期間：令和8年 4月1日～令和14年3月31日	① 農地中間管理事業による農地の有効利用 三陸町吉浜地内において、農地中間管理事業による利用権設定の新規契約（5筆）、契約更新（2筆）に係る手続きを行う。 〔内容〕 権利を設定する者（農地所有者） 4名 権利の設定を受けるもの（耕作者） 2名 ※新規期間：令和8年6月1日～令和14年5月31日 ※手続済 更新期間：令和9年4月1日～令和14年3月31日	○ 農地の集約化（再掲） 農地中間管理機構、県及び農業委員会等と連携し、地域の中心的経営体の育成確保を進めながら農地の集約化を図っていく必要がある。																													
	② 椿利活用推進事業 遊休農地の縮減や椿利活用の推進を図るため、遊休農地にヤブツバキの植樹を行った。 〔植栽実績〕 7月14日 末崎町小中井地内 椿苗木20本	② 椿利活用推進事業 遊休農地の縮減や椿利活用の推進を図るため、遊休農地にヤブツバキ等の植樹を行った。 〔植栽実績〕 7月15日 末崎町大浜地内 椿苗木10本、ラベンダー等	○ 植栽地の適正な管理 遊休農地の解消に向けて植栽したヤブツバキ等の健全な生育を促進するため、植栽地の草刈りや施肥等の適正な管理の徹底と、土地所有者等に対する維持管理意識の啓発が課題となっている。																													

施策の展開（事業）	令和 7 年度実績	令和 8 年度計画・進捗（実績値は、令和 8 年 7 月末現在）	課題等
(4) 日本型直接 支払事業の推 進	① 多面的機能支払制度の推進 農地の多面的機能を継続的に発揮させるため、農業用水路の泥上げや農道の路面維持などの認定組織が取り組む共同活動等に対し交付金を交付し組織の活動を支援した。 〔認定組織等〕 認定組織 日頃市/板川長集落、小通集落、 鷹生川流域広域協定（鷹生、宿、平山集落による広域協定） 吉 浜/本郷集落、大野集落 合計 5 組織 協定面積 113ha 交付金額 6, 072 千円 ② 中山間地域等直接支払制度の推進 条件不利地域において、農地の維持管理及び保全活動を行う認定組織に対し交付金を交付し、各地域における活動を支援した。 〔認定組織等〕 認定組織 日頃市/鷹生集落、宿集落、平山集落、小通集落、 板川長集落 吉浜/本郷集落、大野集落 合計 7 組織 協定面積 106ha 交付金額 18, 276 千円	① 多面的機能支払制度の推進 農地の多面的機能を継続的に発揮させるため、農業用水路の泥上げや農道の路面維持などの認定組織が取り組む共同活動等に対し、交付金を交付し、組織の活動を支援する。 また、板川長集落の再認定事務を行う。 〔認定組織等〕 認定組織 日頃市/板川長集落、小通集落、 鷹生川流域広域協定（鷹生、宿、平山集落 による広域協定） 吉 浜/本郷集落、大野集落 合計 5 組織 協定面積 113ha 交付金額 7, 453 千円 ② 中山間地域等直接支払制度の推進 条件不利地域において、農地の維持管理及び保全活動を行う認定組織に対し交付金を交付し、各地域における活動を支援する。 〔認定組織等〕 認定組織 日頃市/鷹生集落、宿集落、平山集落、小通集落、 板川長集落 吉浜/本郷集落、大野集落 合計 7 組織 協定面積 106ha 交付金額 18, 276 千円	○ 新規認定組織の掘り起こし及び人材育成 農地の多面的機能を将来にわたり維持・保全していくためには、新たな認定組織の設立及び認定組織への移行を促進し、活動主体の拡大を図る必要がある。 また、既存組織の継続的な運営に向けて、事務手続の簡素化やデジタル化等による事務負担の軽減を図るとともに、女性や若者をはじめとする多様な人材の参画を促進し、組織運営を担う担い手の確保・育成を進める必要がある。
(5) 環境に配慮 した農業の推 進	① 環境保全活動の取組の支援 多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度に取り組む活動組織に対し、環境保全型農業直接支払制度の周知を行った。 ② 農業用廃プラスチック・廃農薬の適正処理 大船渡地方農業振興協議会に参画し、農業用廃プラスチック及び廃農薬の回収について周知するとともに、回収作業を実施した。なお、廃農薬回収は隔年実施としている。 〔回収実績〕 廃農薬回収（8 月） 186kg 農業用廃プラスチック回収（11 月） 2, 633kg	① 環境保全活動の取組の支援 多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度に取り組む活動組織に対し、制度周知を行うとともに新規組織の掘り起こしに努める。 ② 農業用廃プラスチック・廃農薬の適正処理 大船渡地方農業振興協議会とともに、農業用廃プラスチックの回収作業を行う。廃農薬回収は隔年実施としている。 〔回収予定〕 農業用廃プラスチック回収(11 月)	○ 制度周知及び新規組織の掘り起こし 制度の内容を継続的に周知するとともに、新たな活動組織の堀越を進める必要がある。 また、取組可能な組織や農業者との合意形成を図りながら事業実施につなげていく必要がある。 ○ 廃プラスチック・廃農薬の適正処理の推進 回収実績の向上に向けて、効果的な周知を行う等適正処理を推進する必要がある。

〔施策の基本方針 1 「農地の保全と活用」 成果指標〕

項 目	令和 4 年度（実績）	令和 5 年度（実績）	令和 6 年度（実績）	令和 7 年度（実績）	令和 8 年度（目標）
耕地面積	634ha	632ha	628ha	617ha	670ha
遊休農地率	15. 7%	13. 8%	14. 1%	15. 8%	19. 0%

施策の展開（事業）	令和 7 年度実績	令和 8 年度計画・進捗（実績値は、令和 8 年 7 月末現在）	課題等
(1) 土地利用型 農業の振興	① 農地中間管理事業の活用による経営規模の拡大（再掲） 三陸町吉浜地内において、農地中間管理事業による利用権設定の新規契約（3 筆）、契約更新（33 筆）に係る手続きを行った。 〔内容〕 権利を設定する者（農地所有者） 18 名 権利の設定を受けるもの（耕作者） 2 名 ※新規期間：令和 7 年 10 月 1 日～令和 14 年 3 月 31 日 更新期間：令和 8 年 4 月 1 日～令和 14 年 3 月 31 日	① 農地中間管理事業の活用による経営規模の拡大（再掲） 三陸町吉浜地内において、農地中間管理事業による利用権設定の新規契約（5 筆）、契約更新（2 筆）に係る手続きを行う。 〔内容〕 権利を設定する者（農地所有者） 4 名 権利の設定を受けるもの（耕作者） 2 名 ※新規期間：令和 8 年 6 月 1 日～令和 14 年 5 月 31 日 ※手続済 更新期間：令和 9 年 4 月 1 日～令和 14 年 3 月 31 日	○ 農地の集約化（再掲） 農地中間管理機構、県及び農業委員会等と連携し、地域の中心的経営体の育成確保を進めながら農地の集約化を図っていく必要がある。
	② スマート農業の導入に向けた支援 スマート農業の推進に向け、農業用ドローンや遠隔操作等草刈機の購入費、農業用ドローンのオペレーター講習の受講費の一部を補助する「大船渡市スマート農業機器導入支援事業費補助金を創設した。 ※令和 7 年度申請件数 0 件	② スマート農業の導入に向けた支援 令和 8 年度においても引き続き大船渡市スマート農業機器導入支援事業費補助金を設け、スマート農業機器の導入支援を実施することとしており、市広報にて事業の周知を図っている。 併せて市公式 SNS での周知についても検討している。	○ 機械やサービスの導入コスト スマート農業に活用される機械やサービスが高額であり、小規模農家では導入費用に見合う効果を得ることが難しい場合があることから、負担軽減策を充実させる必要がある。
(2) 施設型・周年生産型農業の確立	① 各種イベント等 10/25 に大船渡市農業協同組合 J A まつり実行委員会が「J A まつり」を開催した。J A まつりの中で、農産物品評会・フラワーコンテストにおける大船渡市長賞（1 点）に係る賞状及び記念品の準備等に対応した。	① 各種イベント等 10/24 に大船渡市農業協同組合 J A まつり実行委員会が「J A まつり」を開催予定。	○ 各種イベント等の支援 生産者の生産意欲の向上と農産物の P R を図るため、J A まつりをはじめとする各種イベントへの支援を継続する必要がある。
	② 高収益作物等 沿岸 13 市町村と県の関係組織による「沿岸地域園芸施設等誘致促進連絡会」に参画し、施設園芸に取り組む企業の誘致促進に向けた情報共有及び意見交換を行った。 〔内容〕 令和 7 年 6 月 16 日に大槌町で開催されたキックオフセミナーに出席。（市農林課、商工企業課（企業誘致担当））	② 高収益作物等 昨年度に引き続き、「沿岸地域園芸施設等誘致促進連絡会」に参画し、県や関係市町村との連携のもと、企業誘致による企業誘致による沿岸地域の園芸産地形成に向けた取組を推進する。 〔内容〕 令和 8 年 6 月 5 日に宮古市で開催された大規模施設園芸企業誘致セミナーに出席。（市農林課、商工企業課）	○ 企業誘致 大規模施設園芸企業の誘致に必要な用地確保に向け、県及び関係機関等と情報共有を行いながら誘致可能な土地に関する情報収集等を進めていく必要がある。
(3) 価格安定対策の推進	③ 花き つばきまつりや世界の椿館・基石の自主事業の中で、寄せ植え体験教室等の花きに触れられるイベント（11 回）を行い、花き振興に努めた。	③ 花き 世界の椿館・基石と連携し、基石海岸観光まつりや世界の椿館・基石が主催する秋のフェスティバルなどのイベントにおいて、花きを販売するブースを設置し、P R 機会の創出を図り、市内産花きの販売拡大及び販路開拓に向けた取組を支援する。	○ 花き生産者の支援 イベント需要への対応に加え、契約販売の拡大を支援することにより、収益性の向上を図るとともに経営の維持・安定化を推進する必要がある。
	① 青果物等価格安定事業 公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会を実施主体として、県、市、農業団体、生産者で造成した基金を活用し、補給金を交付する事業だが、市場価格が高単価で推移し保証基準単価を上回ったため、補給金の交付はなかった。 〔交付内容〕 作物及び交付額 ブッキーニ 0 円、たまねぎ 0 円 負担割合 県 3/10、市 2/10、農業団体 2/10、農業者 3/10	① 青果物等価格安定事業 公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会を実施主体として、県、市、農業団体、生産者で造成した基金を活用し、補給金を交付する。	○ 青果物等の価格安定 全県の出荷計画に基づく安定的な生産出荷の実現を図る必要がある。
(3) 価格安定対策の推進	② 山間地域農産物価格安定対策事業 大船渡市農協を実施主体として、市、農協、生産者で造成した基金を活用し、補給金を交付する事業だが、市場価格が高単価で推移し、保証基準単価を上回ったため、補給金の交付はなかった。（対象作物：ピーマン） 〔交付内容〕 作物及び交付額 ピーマン 0 円（市 0 円） 負担割合 ピーマン：市 1/3、農協 1/3、生産者 1/3	② 山間地域農産物価格安定対策事業 大船渡市農協を実施主体として、市、農協、生産者で造成した基金を活用し、補給金を交付する。（対象作物：ピーマン）	○ 山間地域農産物の価格安定 全県の出荷計画に基づく安定的な生産出荷の実現を図る必要がある。
	③ ブロイラー価格安定対策事業 岩手県チキン協同組合を実施主体として、県、市、組合、生産者で造成した基金を活用し、価格が低落したことから生産者に補給金を交付した。 〔交付内容〕 対象数及び交付額 998,000 羽 4,990,000 円（市 311,875 円） 負担割合 県 1/8、市 0.5/8、生産者 3/8、協同組合 3.5/8	③ ブロイラー価格安定対策事業 標記事業は当初の目的（岩手県のブロイラー産業の発展）を達したことから、令和 7 年度で事業を廃止し、令和 8 年度にこれまで積み立ててきた準備金の返戻手続が実施された。 大船渡市分返戻準備金：501,944 円（R8.7.1 収入）	○ 後継者の育成 生産農家の高齢化や減少等に対応するため、後継者育成等が必要である。

施策の展開（事業）	令和 7 年度実績	令和 8 年度計画・進捗（実績値は、令和 8 年 7 月末現在）	課題等
(4) 地域資源の活用	① 特産品の振興 ア 小枝柿 大船渡市農協では、農家が生産した柿の実を集荷し、農産物処理加工集出荷施設において加工後、農家から集荷した干し柿と合わせて販売した。 〔実績〕気仙小枝柿（集荷）1,930.6kg、（製品出荷）469.2kg イ 椿 ・花きの生産振興と消費拡大を図り、椿の利活用による地域の活性化に資するため、世界の椿館・碁石でつばきまつりを開催した。 〔開催状況等〕 開催日数 54 日間 来場者数 10,090 人（昨年度比＋2,444 人） ・椿を生かしたまちづくり活動の推進や椿油の普及を図るため、椿学習や椿油搾油体験を行った。 〔実施状況等〕 椿学習 大小（3 回）、日小（3 回）、末小（4 回） 椿油搾油体験 市産業まつりやつばきまつり等（198 人） ・第 36 回全国椿サミット大船渡大会を開催し、全国の椿愛好家や自治体関係者等が一堂に会して、椿に関する情報交換や交流を図った。また、椿の名所や歴史、特産品等を紹介することで本市の魅力を発信するとともに、東日本大震災や林野火災の復興支援に対する感謝を伝えた。 ② 6 次産業化に向けた取組の支援 椿を活用した産地化を目指し、作業体系の確立に向けた種子採取作業を支援するとともに、将来的な原材料確保に向けて椿の植樹を実施した。 ③ 地産地消の推進 市関係課で「食育業務担当者会議」を開催（令和 7 年 5 月、令和 8 年 3 月）し、地産地消や食育に関する取組について、情報共有を図った。	① 特産品の振興 ア 小枝柿 大船渡市農協では、農家が生産した柿の実を集荷し、農産物処理加工集出荷施設において加工後、農家から集荷した干し柿と合わせて販売する。 イ 椿 ・花きの生産振興と消費拡大を図り、椿の利活用による地域の活性化に資するため、世界の椿館・碁石でつばきまつりを開催する。 ・椿を生かしたまちづくり活動の推進や椿油の普及を図るため、椿学習や椿油搾油体験を行う。 〔実施状況等〕 椿油搾油体験 KESEN ROCK FESTIVAL(7/18～19)に初出展した。（体験人数 82 人） ② 6 次産業化に向けた取組の支援 ・農業者や市内事業者等が行う特産品開発に係る取組を支援する。 ・椿を活用した 6 次産業化を進めるに当たり、関係機関・団体の紹介や、タネ集めの支援等を行い、6 次産業化に向けた取組を支援する。 ③ 地産地消の推進 ・市関係課で「食育業務担当者会議」を開催し、地産地消や食育に関する取組について、情報共有を図る。 ・大船渡地方農業振興協議会地域振興部会主催の郷土料理伝承者育成講習会等について、市公式 SNS で市民に周知する等、当該協議会と連携しながら取組を行う。	○ 小枝柿に関する管理方法等の指導 小枝柿の品質向上及び生産の安定化を図るため、市農協等と連携し、栽培管理や樹勢維持、着果管理等の適切な管理方法について指導を行っていく必要がある。 ○ 椿のタネの収穫体制の構築等 椿のタネの収穫目標を達成するため、収穫体制の構築とコストの確保が必要である。 ○ 6 次産業化に向けた推進体制の構築等 ・生産、加工、流通過程において価値をつなぎ、付加価値をより高めていけるよう、地域ぐるみでの事業推進体制を構築する必要がある。 ・椿の認知度の向上及び高付加価値化を図っていく必要がある。 ○ 後継者の掘り起こし及び人材育成 郷土料理等の普及に貢献している方々の高齢化が進んでおり、若い世代の後継者が少ないことから、後継者の掘り起こしや人材育成を行う必要がある。
(5) 活力に満ちた魅力ある農村の形成	① 活力に満ちた魅力ある農村の形成 中山間直接支払制度及び多面的機能支払制度を活用し、農村環境の維持、保全に努めた。 ② グリーン・ツーリズムの推進 グリーン・ツーリズムの推進に向け、ニーズに応じた農業体験メニュー及び受入体制のあり方などを検討するため、事業担当課である市観光交流推進室と連携し、先進事例等の情報収集に努めた。	① 活力に満ちた魅力ある農村の形成 中山間地域直接支払制度及び多面的機能支払制度を活用し、農村環境の維持、保全に努める。 ② グリーン・ツーリズムの推進 グリーン・ツーリズムの推進に向け、引き続き市観光交流課と連携し、先進事例等の情報収集に努める。	○ 地域全体で取り組む環境づくり 高齢化により、地域における共同作業の作業範囲や実施回数が減少傾向にあることから、若年層や青年層の参画を促進し、地域全体で支え合いながら取り組む環境づくりが必要である。 ○ グリーン・ツーリズムの推進 関係団体、事業者等との連携のもと、農業体験メニューの充実化及び開発を進め、継続的な実施体制の構築を図りながら、グリーン・ツーリズム事業の定着を図っていく必要がある。

施策の展開（事業）	令和 7 年度実績	令和 8 年度計画・進捗（実績値は、令和 8 年 7 月末現在）	課題等
(6) 畜産経営の安定と収益性向上	① 養鶏業の振興 ア ブロイラー価格安定対策事業（再掲） 岩手県チキン協同組合を実施主体として、県、市、組合、生産者で基金造成し、価格が低落したことから生産者に補給金を交付した。 〔交付内容〕 対象数及び交付額 998,000 羽 4,990,000 円（市 311,875 円） 負担割合 県 1/8、市 0.5/8、生産者 3/8、協同組合 3.5/8 イ 畜産競争力強化整備事業 大船渡市チキンクラスター協議会が実施した施設整備事業について、設定した成果目標を達成できるよう指導、助言した。 ウ 防疫対策 鳥インフルエンザ発生時における防疫作業従事者集合施設となる旧吉浜中学校で、集合施設設置に係る実動訓練を実施した。 ② 肉用牛・酪農経営の安定化 ア 種山高原牧野管理運営協議会参画事業 市内畜産農家の負担を軽減し、低コストで安定的な畜産物の生産を図るため、種山高原牧野放牧事業運営協議会に加入し、放牧事業に参画するとともに、負担金を支出した。 〔内容〕参画団体 県、5 市町、3 農協の計 9 団体 負担金 181 千円 イ 畜産振興事業 畜産の振興を図るため、大船渡市農協が畜産物の生産性向上のための事業（人工授精、公共牧野運搬、牛削蹄、アカバネ病予防ワクチン接種等）を行う場合に要する経費の一部を補助した。 〔交付実績〕 502 千円 ③ 獣医療対策 気仙地方の獣医師確保に対する支援として、大船渡地方農業振興協議会特別会計に対し、負担金を支出した。 〔負担金〕 353 千円	① 養鶏業の振興 ア ブロイラー価格安定対策事業（再掲） 標記事業は当初の目的（岩手県のブロイラー産業の発展）を達したことから、令和 7 年度で事業を廃止し、令和 8 年度にこれまで積み立ててきた準備金の返戻手続が実施された。 大船渡市分返戻準備金：501,944 円（R8.7.1 収入） イ 畜産競争力強化整備事業 大船渡市チキンクラスター協議会が実施した施設整備事業について、設定した成果目標を達成できるよう指導、助言を行う。 ウ 防疫対策 家畜伝染病発生時に備えた埋却候補地の確保に向け、引き続き関係機関との調整を進める。 ② 肉用牛・酪農経営の安定化 ア 種山高原牧野管理運営協議会参画事業 市内畜産農家の負担を軽減し、低コストで安定的な畜産物の生産を図るため、種山高原牧野放牧事業運営協議会に加入し、放牧事業に参画するとともに、負担金を支出する。 イ 畜産振興事業 畜産の振興を図るため、大船渡市農協が畜産物の生産性向上のための事業（人工授精、公共牧野運搬、牛削蹄、アカバネ病予防ワクチン接種等）を行う場合に要する経費の一部を補助する。 〔交付予定額〕 486 千円 ③ 獣医療対策 気仙地方の獣医師確保に対する支援として、大船渡地方農業振興協議会特別会計に対し、負担金を支出する。 〔負担金〕 375 千円	○ 後継者の育成（再掲） 生産農家の高齢化や減少等に対応するため、後継者育成等が必要である。 ○ 豚熱感染拡大の抑制 イノシシの北上による豚熱の感染拡大が懸念されることから、野生イノシシ経口ワクチンの散布等対策を行い、感染イノシシの絶対数を抑制する必要がある。
(7) 鳥獣被害対策の推進	① 捕獲対策 大船渡市鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲及び里山周辺パトロール（2 回）を実施した。 ニホンジカ 1,247 頭（前年度 1,341 頭） ツキノワグマ 18 頭（前年度 13 頭）、イノシシ 26 頭（前年度 14 頭） ハクビシン等 20 頭（前年度 7 頭）、鳥類 20 羽（前年度 65 羽） ② 侵入防止対策 防護網の購入支援 L=4,250m（51 件） 電気柵資材購入支援事業費補助金 636 千円（12 件） ③ 環境整備対策 サル装着 GPS 受信用固定基地局賃貸借 2 基（日頃市町宿、小通地域） 放任果樹木伐採 10 本（盛町権現堂地域）	① 捕獲対策 大船渡市鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲及び里山周辺パトロールを実施する。 〔計画捕獲数〕 ニホンジカ 1,204 頭、イノシシ 36 頭、クマ 20 頭 ② 侵入防止対策 防護網の購入支援 電気柵資材購入支援事業費補助金 交付決定 8 件 ③ 環境整備対策 サル装着 GPS 受信用固定基地局賃貸借 2 基（日頃市町宿、小通地域） サル生息状況調査（GPS 首輪着け替え、遊動域調査等）	○ 有害捕獲の強化 農作物等の鳥獣被害額は依然として高い水準で推移しており、ニホンジカを重点対象とした有害捕獲の強化が必要である。 また、被害が拡大しているニホンザルや、近年増加しているイノシシの被害を防ぐため、鳥獣の特性に合わせた防護柵や電気柵の設置など被害防止体制の強化が必要である。

〔施策の基本方針 2「農業経営の安定支援」成果指標〕

項 目	令和 4 年度（実績）	令和 5 年度（実績）	令和 6 年度（実績）	令和 7 年度（実績）	令和 8 年度（計画）
ピーマン出荷量	56.2t	47.3t	52.0t	48.7t	70.0 t
ピーマン出荷額	1,928 万円	2,211 万円	2,565 万円	2,464 万円	2,940 万円
椿実収穫量	0.4 t	0.5t	0.04 t	0.4t	1.0 t
世界の椿館・基石来館者延べ人数	15,416 人	17,254 人	15,632 人	15,607 人	24,000 人
鳥獣による農作物被害額	646 万円	840 万円	675 万円	924 万円	500 万円

- 施策／Ⅱ 農業の担い手の確保
- 施策の基本方針／1 担い手の育成・確保

施策の展開（事業）	令和７年度実績	令和８年度計画・進捗（実績値は、令和８年７月末現在）	課題等
(1) 認定農業者の育成	① 認定農業者の確保 農業者２経営体の更新を行った。また、認定期間が満了する農業者３経営体が更新辞退した。 〔認定農業者総数〕18 経営体 ② 地域農業の担い手育成 県認定農業者組織連絡協議会の事務局がある岩手県農業会議が主催する各種研修等について、農業者等へ周知した。	① 認定農業者の確保 ・認定期間が満了する９経営体について、認定の更新を行う。 （令和８年７月末現在、１経営体について更新済み、３経営体について辞退申出書を受理、５経営体について更新手続き中） ・意欲ある農業者の掘り起しに努める。 ② 地域農業の担い手育成 ・岩手県農業会議等が主催する各種研修等の活用について、農業者等へ周知を行い、農業経営の改善の一助となるよう努める。 ・大船渡市認定農業者の会による研修会を行い、会員同士の研鑽と交流を深めた。	○ 認定農業者の確保 高齢化などを理由に、更新を辞退し、認定農業者数が減少傾向にあることから、市内に限らず、市外からの移住等も視野に、意欲ある農業者の確保が必要である。
(2) 就農者等の確保・育成とスマート農業の推進	① 就農者等の確保 ・大船渡地方農業振興協議会で開催した新規就農希望者対象の就農相談会に参画するなど、新規就農者への支援活動を行った。 ・青年就農者の就農後の定着を図るため、経営が不安定な就農直後の所得を確保する資金（農業次世代人材投資資金）を交付した。 〔交付額〕1,125 千円（継続 夫婦型１件）※R7 上半期で交付期間終了 ② 就農者等の育成 ・岩手県内の女性農業者の研修会・フォーラム等について、市内女性就農者に周知し、参加の促進を図った。 ・市内小学校で実施する農作業体験学習を支援した。 〔実績〕100 千円×２校（日頃市小、吉浜小）、32 千円×１校（立根小） ③ スマート農業の導入に向けた推進（再掲） スマート農業の推進に向け、農業用ドローンや遠隔操作等草刈機の購入費、農業用ドローンのオペレーター講習の受講費の一部を補助する「大船渡市スマート農業機器導入支援事業費補助金」を創設した。 ※令和７年度申請件数 ０件	① 就農者等の確保 ・関係機関と連携し、大船渡地方農業振興協議会等で開催する就農相談会や生産現場見学会に参画するなど、新規就農者への支援活動を行う。 ・新規就農者の掘り起こしのため、関係機関と密に情報共有を行う。 ② 就農者等の育成 ・岩手県内の女性農業者の研修会・フォーラム等に参加を促進し、女性農業者の活躍意識の醸成を図る。 ・市内小学校で実施する農作業体験学習に補助金を交付する。 〔予定〕100 千円×２校（日頃市小、吉浜小）、32 千円×１校（立根小） ③ スマート農業の導入に向けた推進（再掲） 令和８年度においても引き続き大船渡市スマート農業機器導入支援事業費補助金を設け、スマート農業機器の導入支援を実施することとしており、市広報にて事業の周知を図っている。 併せて市公式ＳＮＳでの周知についても検討している。	○ 就農者支援体制の強化 新規就農希望者に対し、経営開始資金や農業者向け融資制度の周知を図るとともに、関係機関と連携し、相談から就農・定着までを支援する体制の充実を図る必要がある。 ○ 就農者の育成 講習会等を通じ、女性農業者の知識・技術の向上を図るとともに、経営や農作業への参画機会の拡大を促進していく必要がある。 ○ 機械やサービスの導入コスト（再掲） スマート農業に活用される機械やサービスが高額であり、小規模農家では導入費用に見合う効果を得ることが難しい場合があることから、負担軽減策を充実させる必要がある。
(3) 生産組織等の育成と法人化の推進	① 生産組織等の育成 関係機関からの情報収集及び農業者の研修会の情報提供を行ったが、研修会等への参加実績なし。 ② 法人化の推進 関係機関からの情報収集及び農業者の研修会の情報提供を行ったが、研修会等への参加実績なし。	① 生産組織等の育成 大船渡地方農業振興協議会等で開催する研修会等に参加して情報収集を行う。また、農業者の研修会等の情報提供を行う。 ② 法人化の推進 大船渡地方農業振興協議会等で開催する研修会等に参加して情報収集を行う。また、農業者の研修会等の情報提供を行う。	○ 組織化への機運醸成 当市において日本型直接支払事業に取り組んでいる組織は、農地等の保全活動が主な活動内容としていることから、今後は生産活動の共同化や営農活動の連携強化を通じて、組織化に向けた機運の醸成を図る必要がある。 ○ 法人化に対する意識啓発 地域農業の持続的な発展に向け、法人化による農業経営への効果などについて、農業者等の理解を深める機会の充実を図るとともに、継続的な情報発信に努める必要がある。
(4) 農業と福祉の連携の推進	県内他市における農福連携について情報収集を行ったが、市内における農福連携の取組状況や関係事業者のニーズ等を具体的に把握するまでには至らなかった。	農業者及び福祉関係事業者における農福連携へのニーズ把握に努めるとともに、市地域福祉課や関係機関との情報共有を図り、農業分野における就労機会及び作業機会の創出に向けた取組を推進する。	障がい者の就労先確保に対するニーズが高まる一方で、農業者等の受入れ側では障がい者雇用に必要な作業環境の整備方法や支援制度に関する情報が不足していることから、福祉事業所と農業者が情報共有し、円滑なマッチングや受入体制の構築につながる連携体制を整備する必要がある。

〔施策の基本方針１「担い手の育成・確保」成果指標〕

項 目	令和４年度（実績）	令和５年度（実績）	令和６年度（実績）	令和７年度	令和８年度（計画）
認定農業者数	25 経営体	23 経営体	21 経営体	18 経営体	30 経営体
新規就農者数	２人・経営体/年	３人・経営体/年	３人・経営体/年	２人・経営体/年	３人・経営体/年
農作業等受託面積	27ha	28ha	28ha	25ha	40ha

「第8次大船渡市農業振興基本計画」策定に係る基本方針（案）

1 計画策定の趣旨

「大船渡市農業振興基本計画」は、本市における農業振興の目標や基本方針等を体系的に整理し、農業者、関係機関及び関係団体との連携のもと、今後取り組むべき方向性を示すものです。

本市では、令和4年2月に「第7次大船渡市農業振興基本計画」を策定し、その目標の実現に向け、中山間地域における高収益作物や畜産等による複合型農業生産の展開など、各種施策を推進してきました。

しかしながら、農業を取り巻く環境は依然として厳しく、担い手や後継者の減少、農業従事者の高齢化、耕作放棄地の増加、ニホンジカ等の有害鳥獣による農作物被害の拡大、輸入資材価格の高騰等に加え、気候変動による農業への影響も懸念されています。

一方で、AIやIoT等の技術革新による生産性の向上及び省力化技術の進展が期待されているほか、大規模園芸施設運営法人が雇用する職員や地域おこし協力隊など、多様な人材が農業に関わる動きも見られるようになっていきます。

このような状況の中、国においては、世界的な食料情勢の変化等に対応するため、令和7年4月に「食料・農業・農村基本計画」を策定し、食料安全保障を最優先に、日本の農業及び農村を持続可能な生産体制へ構造転換するための施策を推進することとしています。

また、岩手県においても、国の基本計画等を踏まえ、人口減少や担い手不足が進行する中であっても、岩手県を「全国有数の食料供給基地」として維持・強化していくことを目的として、令和7年7月に「いわて農業生産強化ビジョン」を策定しました。

市では、このような状況の変化に対応するとともに、国及び県の計画等との整合性を踏まえた「第8次大船渡市農業振興基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、諸課題の解決や農業経営の安定化、担い手の確保及び持続可能な地域農業の確立に向けた施策を総合的に推進するものです。

2 計画の位置づけ

基本計画は、本市農業の総合的な振興の方向性を示す自主的な計画であり、大船渡市総合計画の農業部門計画として位置づけます。

また、本市の農政推進の基本となるとともに、農業者の営農推進上の指針としての役割を担い、農業関係機関・団体が策定する諸計画や施策との連携及び誘導を図るための基本的な指針となるものです。

3 計画の構成

基本計画は「基本目標」及び基本目標実現のために推進する「施策」で構成します。

- (1) 基本目標は、農業・農村を取り巻く様々な課題に対処するため、中・長期的視点に立った本市農業の発展方向と、それを実現するための基本的な目標を示します。

- (2) 施策は、基本目標の実現に必要な具体的取組を示します。

4 計画の期間

令和 9 年度を初年度とし、令和 13 年度を目標年次とする 5 か年計画とします。

5 計画の策定体制

- (1) 市長の諮問機関である市農業振興対策協議会において、計画案の策定、調整を行います。

また、協議会の事務局会議において、計画の素案を作成します。

- (2) 関係課の課長級職員により、計画案の検討及び庁内調整を行います。
(3) 市議会全員協議会において計画案を説明し、意見・提言を伺います。また、
(4) パブリックコメントを実施し、市民や市内の事業所等から意見・提言を伺います。

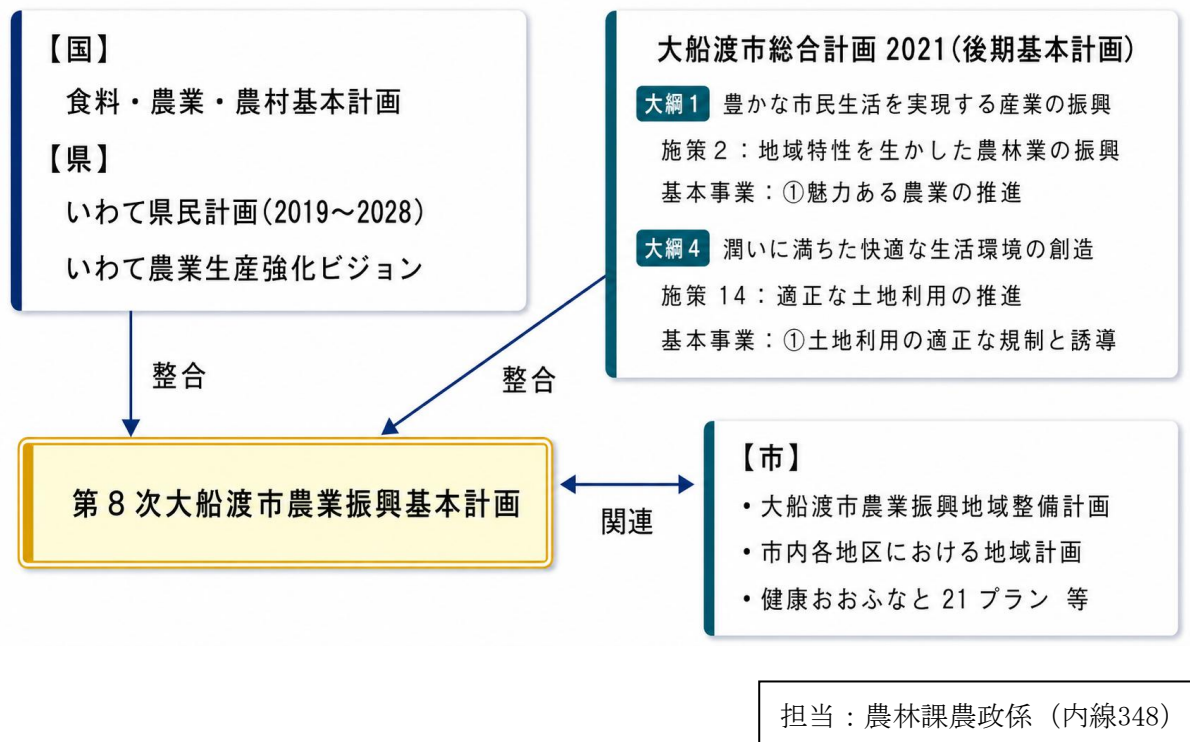
6 計画体系（案）

別紙 1 のとおり

7 策定スケジュール

別紙 2 のとおり

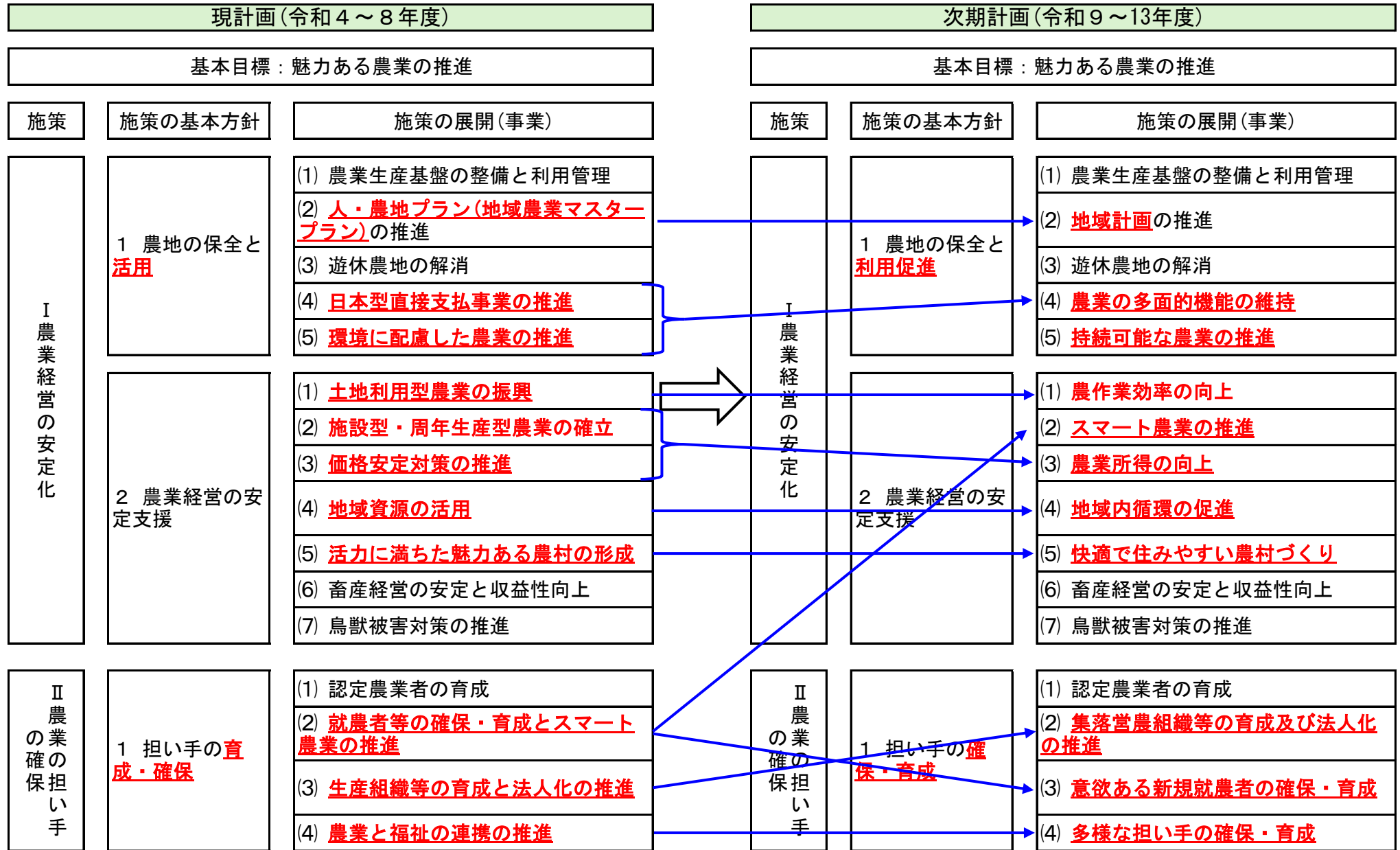
【基本計画の関係図】



次期計画(令和9～13年度)		
基本目標：魅力ある農業の推進		
施策	施策の基本方針	施策の展開(事業)
Ⅰ 農業経営の安定化	1 農地の保全と 利用促進	(1) 農業生産基盤の整備と利用管理 (2) 地域計画 の推進 (3) 遊休農地の解消 (4) 農業の多面的機能の維持 (5) 持続可能な農業の推進
	2 農業経営の安定支援	(1) 農作業効率の向上 (2) スマート農業の推進 (3) 農業所得の向上 (4) 地域内循環の促進 (5) 快適で住みやすい農村づくり (6) 畜産経営の安定と収益性向上 (7) 鳥獣被害対策の推進
Ⅱ 農業の担い手の確保	1 担い手の 確保・育成	(1) 認定農業者の育成 (2) 集落営農組織等の育成及び法人化の推進 (3) 意欲ある新規就農者の確保・育成 (4) 多様な担い手の確保・育成

大船渡市農業振興基本計画における計画体系(案)

別紙 1



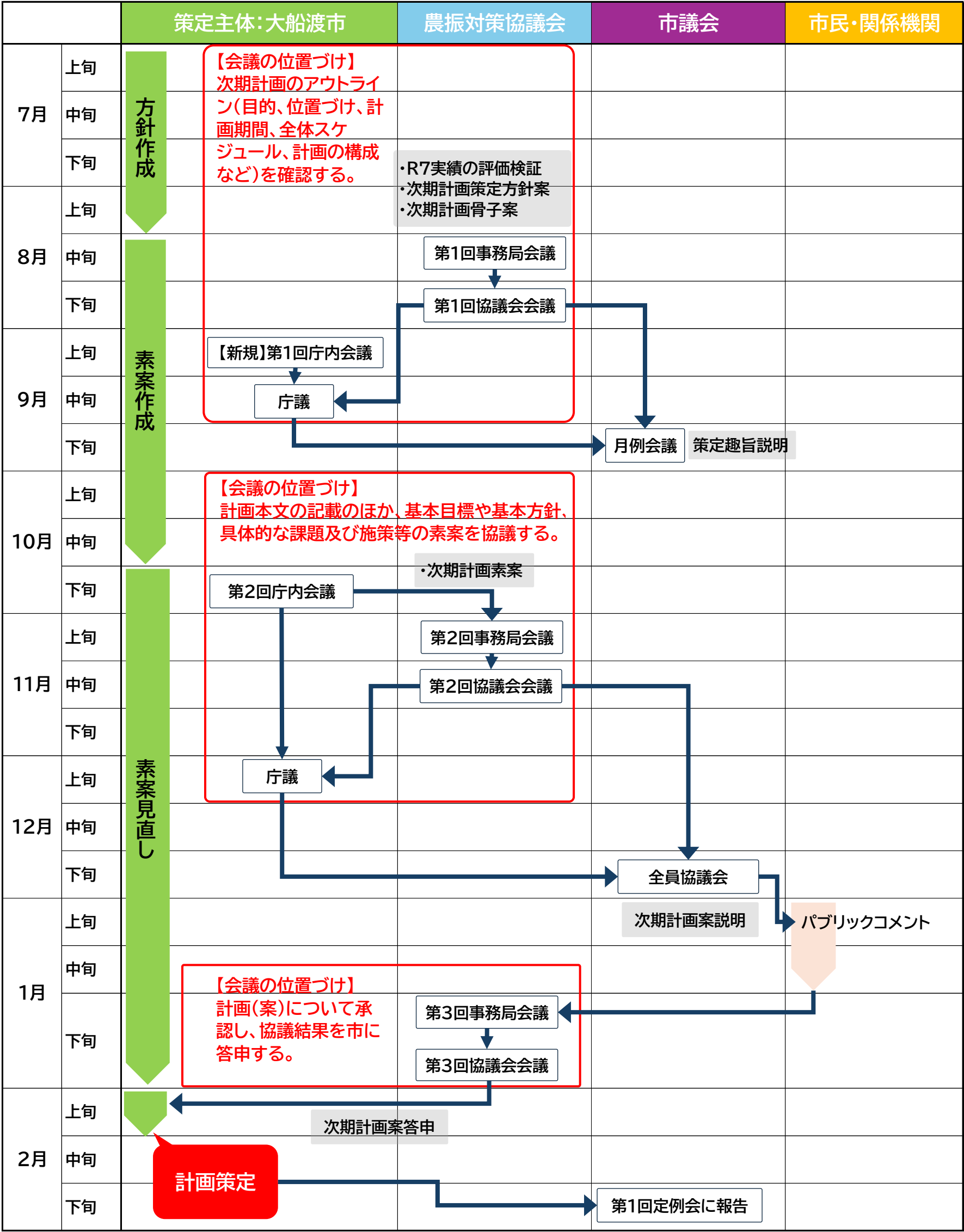
第8次大船渡市農業振興基本計画における計画体系（案）変更理由

計画体系	現計画	次期計画	変更理由
基本目標	魅力ある農業の推進	【変更なし】	※総合計画後期基本計画に記載があるため変更不可
施策Ⅰ	農業経営の安定化	【変更なし】	
基本方針Ⅰ	農地の保全と活用	農地の保全と利用促進	農地を保全するだけでなく、担い手への集積・集約化や遊休農地の解消など、実際に利用される農地を増やす視点を明確にするため。
(1)	農業生産基盤の整備と利用管理	【変更なし】	
(2)	人・農地プランの推進	地域計画の推進	人・農地プランは法制度改正により「地域計画」に移行したため。地域計画は、将来の農地利用や担い手の確保を地域で定める制度であり、今後の農地施策の中心となることから、現行制度に合わせて改めた。
(3)	遊休農地の解消	【変更なし】	
(4)	日本型直接支払事業の推進	農業の多面的機能の維持	事業名ではなく、施策の目的を示す表現に整理した。多面的機能支払や中山間地域等直接支払などの制度を含め、農地・農村が持つ国土保全、水源涵養、景観形成等の多面的機能を維持するという本来の目的を明確にするため。
(5)	環境に配慮した農業の推進	持続可能な農業の推進	環境配慮に加え、気候変動への対応、資源循環、化学肥料・農薬の適正使用、みどりの食料システム戦略などを含む幅広い取組を位置づけるため。「持続可能な農業」の方が近年の国・県計画との整合性が高い。
基本方針Ⅱ	農業経営の安定化	【変更なし】	
(1)	土地利用型農業の振興	農作業効率の向上	品目別の振興から、労働力不足や高齢化に対応した省力化・効率化を重視する方向に見直したため。
(2)	施設型・周年生産型農業の確立	スマート農業の推進	ICT・ロボット技術・データ活用等による生産性向上が農業全体の重要課題となっているため。現計画では担い手施策に位置づけられていたスマート農業を、経営安定化の手段として位置づけ直した。
(3)	価格安定対策の推進	農業所得の向上	価格対策だけでなく、6次産業化の推進や付加価値向上等を含めた総合的な所得向上策を推進するため。
(4)	地域資源の活用	地域内循環の促進	地域資源の活用を一步進め、地域で生産・加工・販売・消費を循環させる地産地消、地域内経済循環、小枝柿や椿等特産品活用の取組を包含する考え方に整理したため。
(5)	活力に満ちた魅力ある農村の形成	快適で住みやすい農村づくり	人口減少・高齢化が進む中で、定住や生活環境の維持を重視する観点を明確にしたため。「活力」や「魅力」だけでなく、住み続けられる農村環境の整備という現実的な課題に対応する。

第8次大船渡市農業振興基本計画における計画体系（案）変更理由

計画体系	現計画	次期計画	変更理由
(6)	畜産経営の安定と収益性向上	【変更なし】	
(7)	鳥獣被害対策の推進	【変更なし】	
施策Ⅱ	農業の担い手の確保	【変更なし】	
基本方針Ⅰ	担い手の育成・確保	担い手の確保・育成	まず担い手を確保し、その後育成していくという実態に即した順序に整理した。また、人口減少下では「確保」がより重要性を増していることを踏まえた。
(1)	認定農業者の育成	【変更なし】	
(2)	生産組織等の育成と法人化の推進	集落営農組織等の育成及び法人化の推進	各地区が地域計画を策定していることから、地域農業を支える集落営農組織等の育成・法人化を重点化する。
(3)	就農者等の確保・育成とスマート農業の推進	意欲ある新規就農者の確保・育成	スマート農業は経営安定化施策へ移したため、新規就農支援に施策を特化した。また、「意欲ある」を加えることで、経営継続や地域定着を見据えた担い手育成の方向性を示した。
(4)	農業と福祉の連携の推進	多様な担い手の確保・育成	農福連携に限定せず、高齢者、兼業農家、定年帰農者、企業、地域おこし協力隊など、多様な主体を地域農業の担い手として位置づけるため。

◆第8次大船渡市農業振興基本計画(計画期間:令和9年度～令和13年度)策定スケジュール



○大船渡市農業振興対策協議会設置条例

昭和48年3月5日条例第12号

改正

平成11年3月12日条例第2号

平成13年11月14日条例第86号

平成14年3月18日条例第14号

平成24年3月19日条例第11号

大船渡市農業振興対策協議会設置条例

(設置)

第1条 農業の振興対策に関し、必要な事項を調査審議するため、市長の諮問機関として大船渡市農業振興対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 協議会の所掌事項は、おおむね、次のとおりとする。

- (1) 農業振興の総合的対策に関すること。
- (2) 市農業長期計画の推進に関すること。
- (3) その他農業振興に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもつて組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 農業委員会の委員
- (2) 農業団体の役職員
- (3) 知識経験者
- (4) 農業者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、市長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、農林水産部において処理する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会にはかつて定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 大船渡市農業基本対策協議会設置条例（昭和39年条例第10号）は、廃止する。

附 則（平成11年3月12日条例第2号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年11月14日条例第86号）

- 1 この条例は、平成13年11月15日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成15年3月31日までの間に委嘱される大船渡市農業振興対策協議会の委員の任期は、改正後の大船渡市農業振興対策協議会設置条例第3条第2項本文の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則（平成14年3月18日条例第14号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月19日条例第11号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。（後略）

○ 大船渡市農業振興対策協議会事務局設置要領

(設置の目的)

第1条 大船渡市農業振興対策協議会設置条例（昭和48年大船渡市条例第12号）第1条の規定に基づく大船渡市農業振興対策協議会（以下「協議会」という。）の所掌事項に属する事務を処理するため、大船渡市農業振興対策協議会に事務局（以下「事務局」という。）を設置する。

(組織)

第2条 事務局は、概ね15人程度の局員をもって組織し、局員は、次の各号に掲げる者のうちから協議会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

- (1) 農業委員会事務局の職員
- (2) 協議会委員の属する農業団体の職員
- (3) 農林課の職員
- (4) その他、会長が認める者

2 事務局に事務局長1名を置き、事務局長は農林課長をもって充てる。

3 事務局長は、会長の命を受け、事務を総理し、事務局会議の議長となる。

(会議)

第3条 事務局会議は必要に応じ会長が招集する。

(補則)

第4条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成7年2月9日から施行する。